

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年5月7日

【会社名】 株式会社パソナグループ

【英訳名】 Pasona Group Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役グループ代表兼社長 南部 靖之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

【電話番号】 (03)6734-0200(代表)

【事務連絡者氏名】 専務執行役員 CFO 仲瀬 裕子

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町二丁目6番2号

【電話番号】 (03)6734-0200(代表)

【事務連絡者氏名】 専務執行役員 CFO 仲瀬 裕子

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集	3,480,000,000円
オーバーアロットメントによる売出し	544,461,000円

(注) 1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成30年4月25日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成30年4月25日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

- 1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,000,000株	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 平成30年5月7日(月)開催の取締役会決議によります。
- 2 上記発行数は、平成30年5月7日(月)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。したがって、本募集(以下、「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 3 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、300,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 4 一般募集とは別に、平成30年5月7日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下、「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。
- 5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 6 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

平成30年5月15日(火)から平成30年5月18日(金)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	2,000,000株	3,480,000,000	
計(総発行株式)	2,000,000株	3,480,000,000	

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額は、平成30年4月25日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	(注)3	100株	自平成30年5月21日(月) 至平成30年5月22日(火) (注)4	1株につき発行価格と同一の金額	平成30年5月25日(金) (注)4

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、平成30年5月15日(火)から平成30年5月18日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)を決定します。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.pasonagroup.co.jp/news/ir.html>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額は資本組入れされません。

4 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成30年5月14日(月)から平成30年5月18日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成30年5月15日(火)から平成30年5月18日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成30年5月15日(火)の場合、申込期間は「自平成30年5月16日(水)至平成30年5月17日(木)」、払込期日は「平成30年5月22日(火)」

発行価格等決定日が平成30年5月16日(水)の場合、申込期間は「自平成30年5月17日(木)至平成30年5月18日(金)」、払込期日は「平成30年5月23日(水)」

発行価格等決定日が平成30年5月17日(木)の場合、申込期間は「自平成30年5月18日(金)至平成30年5月21日(月)」、払込期日は「平成30年5月24日(木)」

発行価格等決定日が平成30年5月18日(金)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。

7 申込証拠金には、利息をつけません。

8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成30年5月15日(火)の場合、受渡期日は「平成30年5月23日(水)」

発行価格等決定日が平成30年5月16日(水)の場合、受渡期日は「平成30年5月24日(木)」

発行価格等決定日が平成30年5月17日(木)の場合、受渡期日は「平成30年5月25日(金)」

発行価格等決定日が平成30年5月18日(金)の場合、受渡期日は「平成30年5月28日(月)」
となりますのでご注意ください。

株式は受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 大手町営業部	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,600,000株	1 買取引受けによりま す。 2 引受人は自己株式の処 分に対する払込金とし て、払込期日に払込取 扱場所へ発行価額と同 額を払込むこととしま す。 3 引受手数料は支払われ ません。ただし、一般 募集における価額(発行 価格)と発行価額との差 額は引受人の手取金と なります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	140,000株	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	140,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	120,000株	
計		2,000,000株	

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,480,000,000	4,000,000	3,476,000,000

- (注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分による手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成30年4月25日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額3,476,000,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当の手取概算額上限521,950,000円と合わせた手取概算額合計上限3,997,950,000円について、2,810百万円を平成33年5月末までに当社連結子会社である株式会社パソナ及び株式会社Job Hub(1)への投融資資金に、残額を平成32年5月末までに当社グループの事業運営のために当社が借り入れた借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。

当社から株式会社パソナへの投融資資金は、エキスパートサービス事業・インソーシング事業・キャリアソリューション事業におけるHRテック(2)領域に係る新サービス構築又はITシステム基盤強化等を目的としたシステムの開発・改修に係る設備投資資金として平成31年5月までに900百万円、平成33年5月までに1,410百万円を充当する予定であります。また、当社から株式会社Job Hubへの投融資資金は、Job Hub事業(クラウドソーシング事業)拡大のためのプラットフォーム強化等を目的としたシステムの開発・改修に係る設備投資資金として平成31年5月までに120百万円、平成33年5月までに380百万円を充当する予定であります。

また、上記手取金は、実際の充当期間までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

なお、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類」に記載の有価証券報告書(第10期)中の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日(平成30年5月7日)現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成30年2月28日現在)以下のとおりとなっております。

会社名 (所在地)	セグメント	設備の内容	投資予定額(百万円)		資金調達 方法	完了(予定) 年月
			総額	既支払額		
株式会社パソナ (東京都千代田区)	エキスパートサービス(人材派遣)、インソーシング(委託・請負)及びキャリアソリューション(人材紹介、再就職支援)	事業用システム	2,310		自己株式 処分資金	平成33年5月
株式会社Job Hub (東京都千代田区)	インソーシング(委託・請負)	事業用システム	500		自己株式 処分資金	平成33年5月
株式会社パソナグループ (兵庫県淡路市)	パブリックソリューション	商業用設備等	1,700	547	自己資金 及び借入金	平成30年4月
株式会社ニジゲンノモリ(3) (兵庫県淡路市)	パブリックソリューション	商業用設備等	3,000	2,741	自己資金 及び借入金	平成30年5月
株式会社ベネフィット・ワン (東京都新宿区)	アウトソーシング	業務系システム	990	595	自己資金	平成30年3月

(注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

- (1) 株式会社Job Hubは、平成30年4月10日に設立いたしました。
- (2) HR(Human Resource)とテクノロジー(Technology)の造語で、テクノロジーの活用によって人材育成や採用活動、人事評価などの人事領域の業務改善を行うソリューション群を指す言葉。
- (3) 株式会社ニジゲンノモリ商業用設備等については、一部を除き第11期第3四半期連結累計期間までに事業の用に供しております。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	300,000株	544,461,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、300,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト

([URL] <https://www.pasonagroup.co.jp/news/ir.html>)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成30年4月25日(水)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成30年 5月21日(月) 至 平成30年 5月22日(火) (注) 1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	大和証券株式 会社及びその 委託販売先金 融商品取引業 者の本店及び 国内各支店		

(注) 1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される株式の受渡期日と同日とします。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、300,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成30年5月7日(月)開催の取締役会において、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式300,000株の第三者割当による自己株式の処分(本件第三者割当)を、平成30年5月31日(木)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当について、会社法上の払込金額は一般募集における発行価額と同一とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成30年5月28日(月)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)(注)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当に係る割当てに応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借受けは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、
発行価格等決定日が平成30年5月15日(火)の場合、「平成30年5月18日(金)から平成30年5月28日(月)までの間」
発行価格等決定日が平成30年5月16日(水)の場合、「平成30年5月19日(土)から平成30年5月28日(月)までの間」
発行価格等決定日が平成30年5月17日(木)の場合、「平成30年5月22日(火)から平成30年5月28日(月)までの間」
発行価格等決定日が平成30年5月18日(金)の場合、「平成30年5月23日(水)から平成30年5月28日(月)までの間」
となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である南部靖之及び株式会社南部エンタープライズは、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社ロゴ  PASONA を記載します。
- ・表紙裏に以下の内容を記載します。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令(以下、「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下、「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(*2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。
 - (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
- *1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成30年5月8日(火)から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成30年5月15日(火)から平成30年5月18日(金)までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
 - *2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - *3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

- 2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.pasonagroup.co.jp/news/ir.html>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、以下に掲げる「1 事業の概況」から「4 業績等の推移(連結)」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

1 事業の概況

会社概要

名 称	株式会社パソナグループ (Pasona Group Inc.)
本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
創業	昭和51年2月16日
設立	平成19年12月3日
資本金	50億円(平成30年2月28日時点)
代表者	代表取締役グループ代表兼社長 南部 靖之
従業員数	7,238人(平成29年5月31日時点、連結ベース)
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部(証券コード 2168)

沿革

昭和51年 2月	・大阪市北区に人材派遣事業を主業務として、(株)テンポラリーセンターの前身を設立
平成5年 6月	・(株)テンポラリーセンターの商号を(株)パソナに変更
平成13年 12月	・大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場(現JASDAQ)に上場
平成15年 10月	・東京証券取引所市場第一部に上場
平成16年 3月	・(株)パソナテックが同社株式を日本証券業協会(ジャスダック)に店頭登録
9月	・(株)ベネフィット・ワンが同社株式を日本証券業協会(ジャスダック)に店頭登録
平成18年 3月	・(株)ベネフィット・ワンが同社株式を東京証券取引所市場第二部に上場
平成19年 12月	・株式移転により純粋持株会社として(株)パソナグループを設立 ・東京証券取引所市場第一部、大阪証券取引所ヘラクレス(現JASDAQ)に上場
平成21年 7月	・(株)パソナが(株)三井物産ヒューマンリソースを吸収合併
11月	・(株)パソナテックの株式を公開買付により追加取得し完全子会社化
平成22年 2月	・エイアイジースタッフ(株)の全株式を取得し完全子会社化
平成23年 11月	・韓国にPasona Korea Co., Ltd.を子会社として設立
平成24年 3月	・キャプラン(株)の株式を取得し完全子会社化
5月	・ピーウィズ(株)の株式を取得し子会社化
平成25年 3月	・(株)パソナテキーラをTquila International PTE Ltd., salesforce.com, inc.と合併会社化
10月	・シンガポールに(株)ベネフィット・ワンが伊藤忠商事(株)との合併会社としてBENEFIT ONE ASIA PTE. LTD.を設立
平成26年 1月	・タイに(株)ベネフィット・ワンがBENEFIT ONE (THAILAND) COMPANY LIMITEDを設立
平成27年 4月	・パナソニック ビジネスサービス(株)の株式を取得して子会社化し、商号を(株)パソナ・パナソニック ビジネスサービスに変更
10月	・インドネシアのPT. Dutagriya Saranaの株式を取得し子会社化
12月	・ピーウィズ(株)の株式を追加取得し完全子会社化
平成28年 4月	・(株)パソナが大阪ガスエクセレントエージェンシー(株)の株式を取得して子会社化し、商号を(株)パソナOGXAに変更
12月	・(株)ニジゲンノモリを子会社として設立 ・(株)パソナが(株)パソナメディカルを吸収合併 ・(株)ベネフィット・ワンがREWARDZ PRIVATE LIMITEDの株式を取得し子会社化
平成29年 8月	・(株)パソナがNTTヒューマンソリューションズ(株)及びテルウェル・ジョブサポート(株)の株式を取得し子会社化、(株)エヌ・ティ・ティ エムイーサービス、NTTソルコ&北海道テレマート(株)、テルウェル西日本(株)、ドコモ・データコム(株)の人材派遣事業を譲り受け

1 事業の概況

企業理念

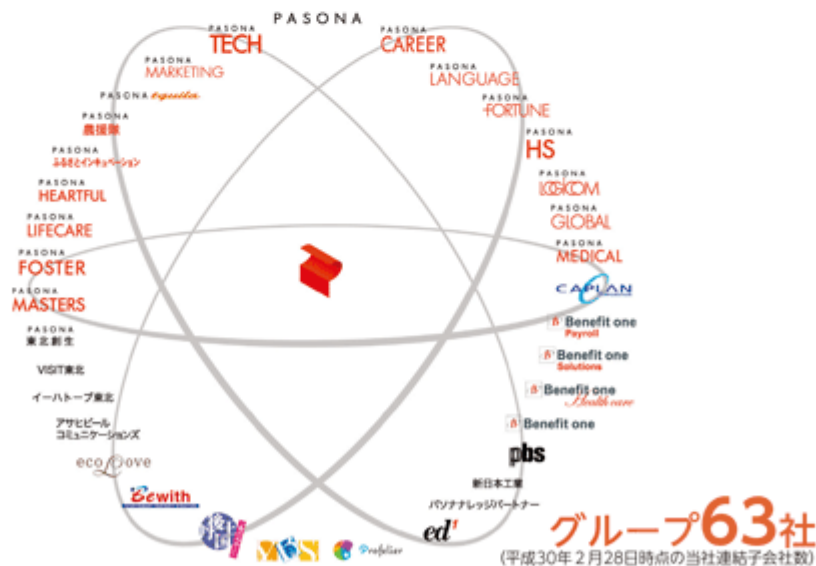
Pasona Group Corporate Philosophy 「社会の問題点を解決する」

私たちパソナグループの仕事は、「人を活かす」こと、
人々の心豊かな生活の創造、すなわち「ライフプロデュース」です。

私たちは、この役割を果たすため、
常に高い志と使命感をもち、新たな社会インフラを構築し、
果敢に挑戦し続けることを使命とします。

- 一. 誰もが自由に好きな仕事を選択し、一人ひとりの人生設計にあわせた働き方ができる社会を築く
- 一. 会社と個人がお互いに対等な関係で結ばれ、自由に才能を活かせる社会を目指す
- 一. ダイバーシティを推進し、一人ひとりが夢と誇りを持って活躍できる機会を創造し続ける

お客様の戦略パートナー Pasona Group



パソナグループは「社会の問題点を解決する」という創業以来変わらぬ企業理念のもと
人々の多様な価値観やライフスタイルに対応できる働き方を提案、雇用創造に取り組んでいます。
専門分野に特化したグループ連携により、様々な分野におけるお客様の経営課題を解決に導きます。

2 事業の内容

当社グループは、持株会社である当社と連結子会社63社及び持分法適用関連会社4社(平成30年2月28日現在)で構成されており、エキスパートサービス(人材派遣)、インソーシング(委託・請負)、キャリアソリューション(人材紹介、再就職支援)、福利厚生アウトソーシング等の8セグメントに分類し、人材関連事業や、地方創生事業等を行っております。

エキスパートサービス(人材派遣)



(注) セグメント売上高は、セグメント間取引について相殺消去する前の金額を記載しております。以下同じです。なお、当社グループのセグメント間の内部売上高又は振替高は、平成28年5月期は2,617百万円、平成29年5月期は3,119百万円であります。

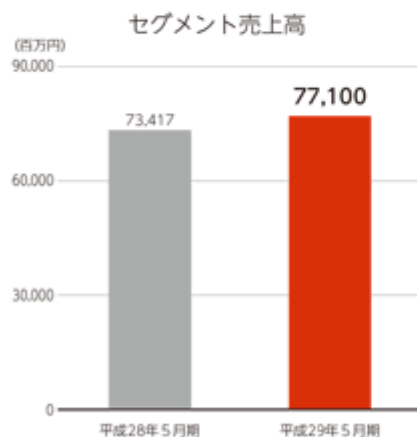
「労働者派遣法」の規定に従い、厚生労働大臣の許可を受けて派遣スタッフを募集・登録し、企業等へ派遣する「労働者派遣事業」を行っております。

当社グループが労働者を派遣するに際しては、予め派遣スタッフを募集・登録し、派遣スタッフの希望と派遣先の条件を合致させたくえで、期間を定めて派遣スタッフと当社グループとの間に雇用契約を締結し、派遣先へ派遣しております。

職種例



インソーシング(委託・請負)



顧客から業務を受託または請け負い、当社グループの社員、その業務遂行のため期間を定めた雇用契約を締結した労働者等の体制で、当社グループが業務処理するものです。

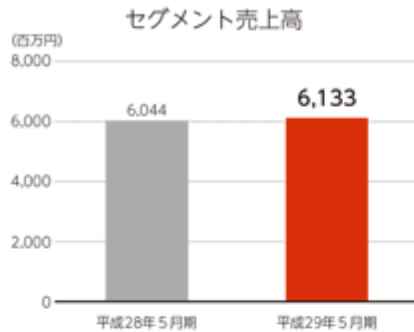
業務請負契約による取引には、オンサイト(顧客内)において受託業務を行う形態と、当社グループが自ら設備・システム等を有して、顧客の業務プロセスを受託するBPOやコンタクトセンター運営等の形態がありますが、双方をインソーシングに含めております。人材派遣契約では派遣スタッフへの指揮命令は派遣先が行うのに対し、業務請負契約では当社グループが労働者に指揮命令を行います。

業務請負例



2 事業の内容

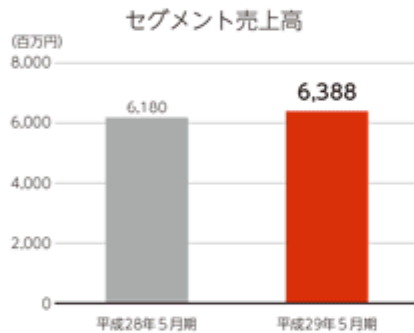
HRコンサルティング 教育・研修、その他



子会社のキャプラン株式会社による教育研修機関「Jプレゼンスアカデミー」の運営、企業や官公庁自治体から受託している教育・研修、人材一元管理を支援するタレントマネジメントシステムの販売および導入・活用に関するコンサルティングなどの他、人材育成や人事管理等に関するコンサルティングを行っております。



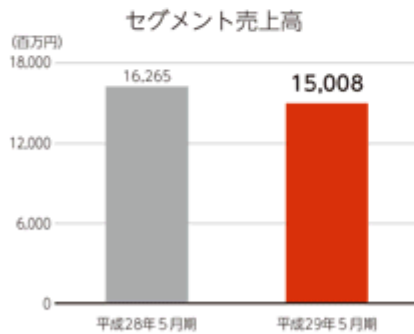
グローバルソーシング (海外人材サービス)



海外において、人材紹介、人材派遣・請負、給与計算、教育・研修等のアウトソーシングなどフルラインの人材関連サービスを提供しております。



キャリアソリューション (人材紹介、再就職支援)



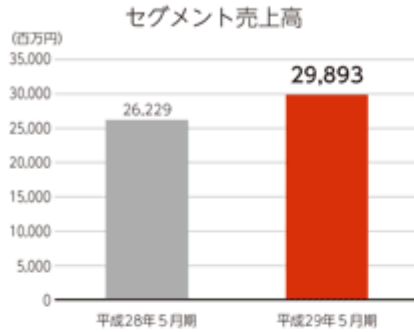
「人材紹介」は、「職業安定法」に基づき、厚生労働大臣の許可を受けて、転職・就職の希望者を募集・登録し、同時に求人情報を収集して相互のニーズをマッチングする有料職業紹介事業です。

「再就職支援」は、会社都合による企業の退職者または退職予定者等に対して、次の再就職先が決定するまで、職務経歴書作成や面接対策、求人情報の提供、独立支援などを行う事業です。早期退職制度の実施や外部への出向の促進など、企業が人員削減や社員の転進支援を行う場合において、こうした企業と基本契約を締結し、その企業から対価を受けて、退職予定者等のキャリア構築を支援しております。



2 事業の内容

アウトソーシング

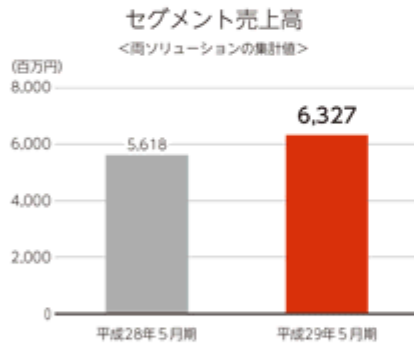


企業や官公庁・自治体等が、株式会社ベネフィット・ワンの運営する会員組織の法人会員となり、法人会員の従業員(個人会員)が宿泊施設、スポーツクラブ、各種学校等の福利厚生メニューを利用できる福利厚生代行業を主軸に、インセンティブ事業(多彩なポイント交換アイテムを通じたロイヤリティ・モチベーション向上支援サービス)、パーソナル事業(個人顧客に向けたサービスのリアルマッチング)、ヘルスケア事業(健診サービスや特定保健指導、メンタルチェック等の疾病予防のための健康支援)などを行っております。

100万を超える福利厚生メニュー



ライフソリューション、パブリックソリューション



ライフソリューション

保育事業、介護事業、家事代行業などを行っております。

保育事業 (株) パソナフォスター

70施設運営 ※平成29年12月31日時点
(保育施設: 33 学童クラブ・児童センター: 37)



介護事業 (株) パソナライフケア

27施設運営 ※平成29年12月31日時点
(居宅介護支援施設: 6 訪問介護事業所: 7 デイサービス: 14)



家事代行業 (株) パソナライフケア

家ゴトConcierge



2 事業の内容

ライフソリューション、パブリックソリューション

パブリックソリューション

障害者の雇用創造に関する社会福祉事業や地方創生事業などを行っております。

地方創生事業

のじまスコラ
観光を活用した地域交流



CRAFT CIRCUS
県内外から集めた工芸品等の販売等



パソナ東北創生
被災地での実践型研修を行う研修ツーリズム事業



障害者雇用創造

アーティスト社員



兵庫県立淡路島公園内アニメパーク「ニジゲンノモリ」
自然とマンガ・アニメ等の2次元コンテンツに、メディアアートを融合させた体験型エンターテインメント



丹後王国「食のみやこ」
道の駅運営と自家製品の外販や農産物卸売等を行う地域商社事業の展開



ゆめファーム



3 株主還元方針

配当方針

当社は、成長資金を確保しつつ経営基盤と収益力の強化に努め、
企業価値の向上による株主利益の増大を目指しています。
業績に応じた株主還元を基本方針とし、
同時に継続的かつ安定的な配当の維持にも努めてまいります。

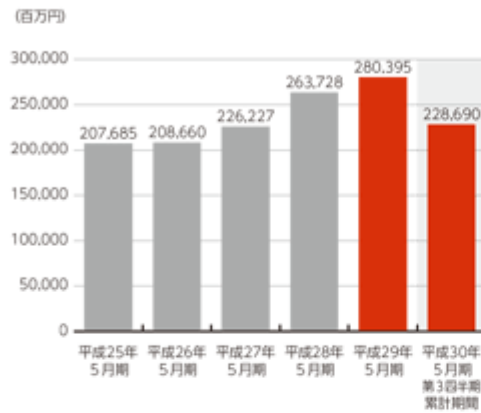
1 株当たり配当額と配当性向

	平成26年5月期	平成27年5月期	平成28年5月期	平成29年5月期
1株当たり配当額	10円	12円	12円	12円
配当性向(連結)	71.2%	206.3%	181.3%	— [※]

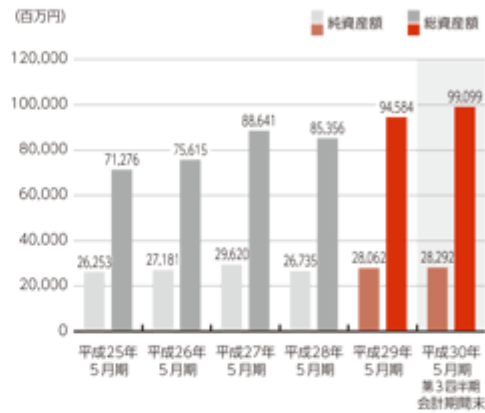
※平成29年5月期の配当性向(連結)は、1株当たり当期純損失(連結)を計上しているため記載しておりません。

4 業績等の推移（連結）

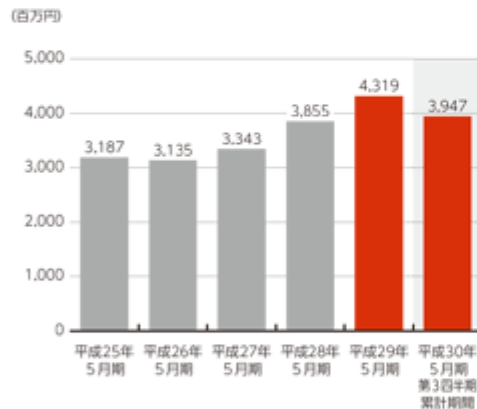
売上高



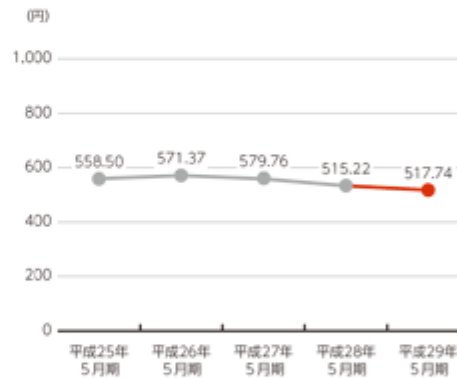
純資産額／総資産額



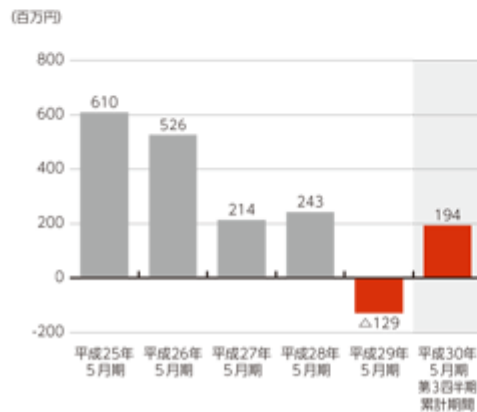
経常利益



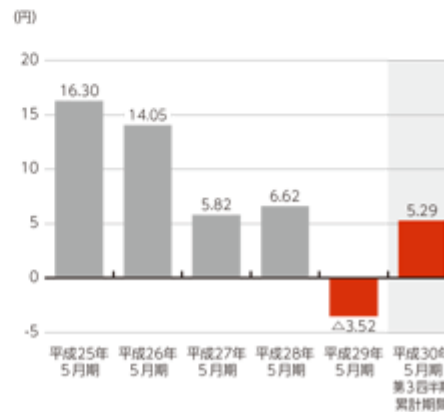
1株当たり純資産額



親会社株主に帰属する当期（四半期）純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）



1株当たり当期（四半期）純利益金額 又は1株当たり当期純損失金額（△）



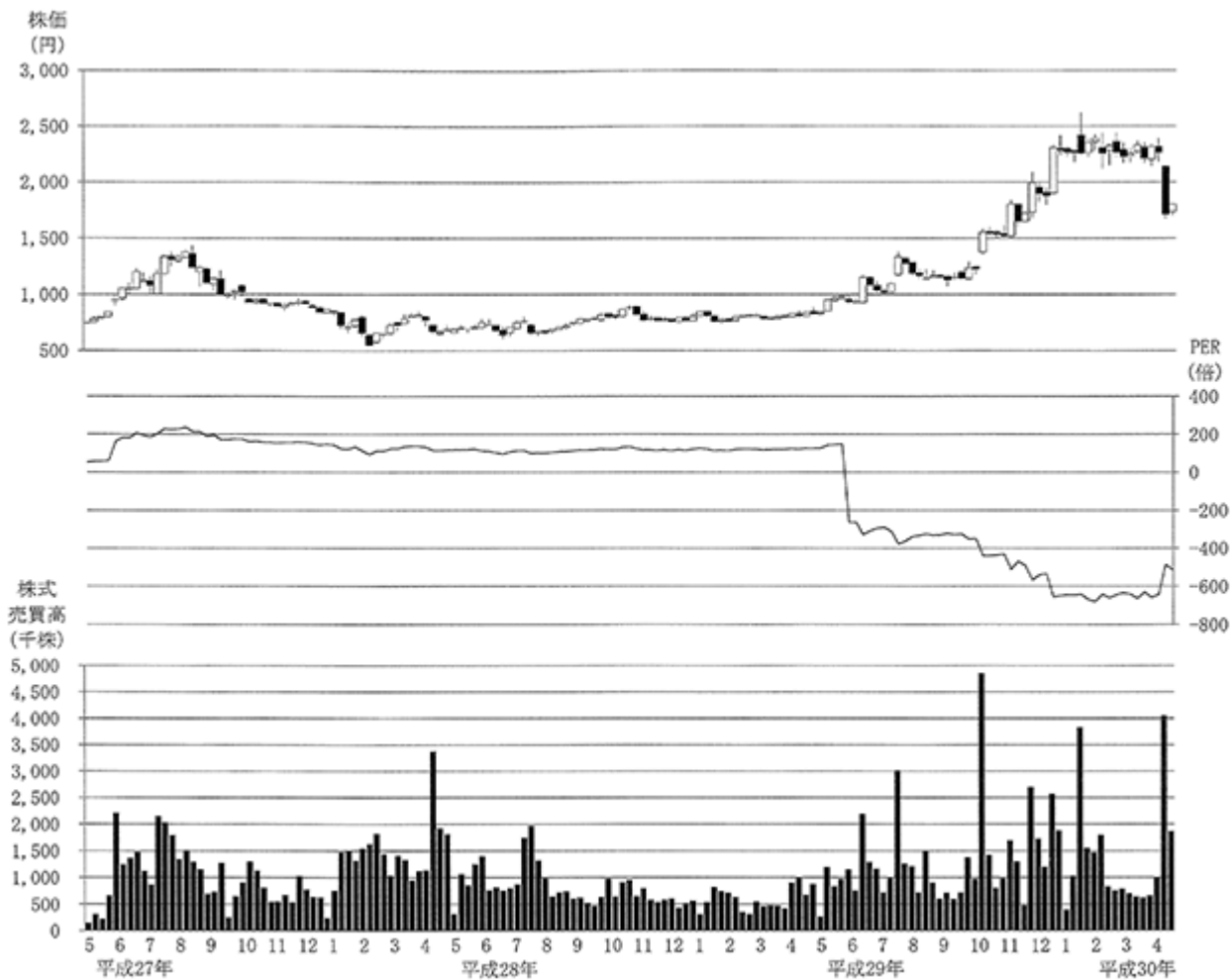
(注) 平成25年12月1日をもって、当社株式を1株につき100株の割合で分割しております。平成25年5月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額を算定しております。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

[株価情報等]

1 【 株価、 P E R 及び株式売買高の推移】

平成27年5月4日から平成30年4月20日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、 P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純損益(連結)}}$$

- ・ 平成27年5月4日から平成27年5月31日については、平成26年5月期有価証券報告書の平成26年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・ 平成27年6月1日から平成28年5月31日については、平成27年5月期有価証券報告書の平成27年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・ 平成28年6月1日から平成29年5月31日については、平成28年5月期有価証券報告書の平成28年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・ 平成29年6月1日から平成30年4月20日については、平成29年5月期有価証券報告書の平成29年5月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。
 (平成29年5月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E R はマイナスとなっております。)

2 【 大量保有報告書等の提出状況】

平成29年11月7日から平成30年4月25日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期(自 平成28年6月1日 至 平成29年5月31日) 平成29年8月18日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第1四半期(自 平成29年6月1日 至 平成29年8月31日) 平成29年10月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第2四半期(自 平成29年9月1日 至 平成29年11月30日) 平成30年1月12日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期第3四半期(自 平成29年12月1日 至 平成30年2月28日) 平成30年4月11日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成30年5月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年8月21日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年5月7日)までの間において変更及び追加が生じております。以下の内容は、当該変更及び追加を含め、その全体を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は前記「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の設備計画及び以下の「事業等のリスク」に記載された事項を除き、本有価証券届出書提出日(平成30年5月7日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[事業等のリスク]

当社グループは経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止し、万一発生した場合には損失の極小化を図るため、リスクマネジメント規程を定めております。また、リスクに関する統括組織としてリスクマネジメント委員会を設置し、危機管理マニュアルに基づいて日常の対策および緊急時に適切な対応を行う体制を整備しております。また、内部監査室による内部監査を通じて各部署の日常的なリスク管理状況を監視しております。

なお将来に関する事項は、別段の記載のない限り本有価証券届出書提出日(平成30年5月7日)時点において判断したものであり、当社株式への投資に関連する全てのリスクを網羅するものではありません。

個人情報および機密情報の管理について

当社グループの各事業においては、派遣登録者、職業紹介希望者および再就職支援サービス利用者、さらにはアウトソーシング事業の会員企業の個人会員情報など、多数の個人情報を保有しております。当社グループでは個人情報保護方針を策定して個人情報の適正な取得・利用・提供等を行うと共に、個人情報についての開示・削除等の要求を受け付ける窓口を明確にしております。また、個人情報の漏洩や滅失を防止するために、技術面および組織面における必要かつ適切な安全管理措置を講じ、全役職員および全従業員に個人情報保護管理に関する教育を徹底しております。

さらに当社グループおよび取引先に関する営業秘密・重要情報の漏洩を防止すべき情報管理体制・管理手法を定め、その周知と実施の徹底に努めております。

当社グループの派遣スタッフおよび受託業務に従事するスタッフの秘密保持義務については、各就業規則、秘密情報保持規程において定めています。

また、不正アクセス、標的型攻撃メールへの防御のための技術的対策、定期の社員訓練も実施しております。

こうした当社グループの取組みにも拘わらず、各種規程類等の遵守違反、不測の事態等により個人情報および機密情報が外部に漏洩した場合、損害賠償請求や社会的信用の失墜等により、当社グループの業績および財務状況が影響を受ける可能性があります。

派遣スタッフの確保について

当社グループのエキスパートサービス(人材派遣)事業では、その事業の性質上、派遣スタッフの確保が非常に重要であり、当社グループは、派遣就業希望者をインターネット、新聞、雑誌等による広告や既登録者からの紹介などにより募集しております。また、当社グループでは、登録拠点の立地条件や店舗設備の充実、給与・福利厚生面での就労条件の充実、登録者一人ひとりのニーズに応じた就業機会を提供する担当者制の導入、教育・研修の拡充などにより、派遣スタッフの満足度を高めるよう努力し、派遣スタッフの安定確保に努めております。また、既に当社に登録しているものの現在は就業していない派遣スタッフとのコミュニケーションを強化し、既存登録者の囲い込みも進めております。しかしながら、このような施策によりましても、派遣需要に対して十分な派遣スタッフの確保を行えなかった場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

派遣料金について

当社グループのエキスパートサービス事業においては、派遣先企業に稼働時間単位または月単位で派遣料金を請求して売上を計上しており、売上原価として、業務内容や能力に応じて労働時間単位で派遣スタッフに支払う給与およびこれに伴う法定福利費、有給休暇取得費用、その他の費用を計上しております。当社グループは適正価格による取引、適正水準の給与支払いに努めており、派遣給与支払い水準の引上げや社会保険料負担増の際には請求料金についても値上げするべく派遣先企業との料金交渉に取り組んでおります。しかしながら、派遣給与と派遣料金の値上げまたは値下げが必ずしも同期しない可能性があることから、このような案件が急激に増加したり、同期しない期間が長期化した場合、エキスパートサービス事業の収益性が低下し、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

インソーシング(委託・請負)事業について

当社グループのインソーシング事業は、受託に際して、業務の範囲と内容、受注金額、受託期間、費用見積等を確認したうえで顧客との契約を締結しております。

当社グループが業務履行、進捗管理および労務管理を行うため、PMO(プロジェクトマネジメントオフィス)室を設置して随時状況を確認し、適切な対応に努めております。こうした取組みにもかかわらず、インソーシング事業のため管理する顧客情報・個人情報取り扱い上の事故、パブリック分野の案件にかかわる手続きの過誤、その他予期せぬ事態や想定を超えたコストが発生した場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

再就職支援事業について

当社グループの再就職支援事業では、会社都合による企業の退職者または退職予定者に対して、次の再就職先が決定するまでの間、全国の拠点で、職務経歴書作成、面接対策、求人情報の提供、独立支援などを行っております。利用者ごとに担当のコンサルタントを定め、カウンセリング、求人情報の収集・紹介に注力するとともに、再就職支援活動を詳細に把握しアドバイスをすることで早期再就職決定につなげております。サービスレベル向上による取引先からのリピートオーダーの獲得と、積極的な営業活動による新規受注の獲得に努めておりますが、経済環境や取引先の雇用政策の影響を受けやすく、各拠点における受注動向や受注料金水準、再就職決定状況により、収益性が変動する可能性があります。

現在、再就職支援事業のコンサルタントが、セグメントを同じくする人材紹介事業の提案も行う総合営業体制へと移行しており、セグメント全体の売上拡大、コストの効率化を図る柔軟で機動的なマネジメントを行っておりますが、今後の経済環境により、再就職決定率が低下したり、再就職決定までの期間が長期化した場合、収益性が低下することにより、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

福利厚生アウトソーシング事業について

当社グループの福利厚生アウトソーシング事業は、主に企業や官公庁・自治体などが株式会社ベネフィット・ワンと契約することにより法人会員となり、法人会員の従業員が同社と契約関係にあるサービス提供企業の運営する宿泊施設やスポーツクラブ、各種学校等の福利厚生メニューを会員価格で利用できるサービスです。

株式会社ベネフィット・ワンは法人会員から入会金および従業員数に応じた月会費を収受し、従業員が宿泊施設等を利用した際に、加入コースに応じた補助金を支給することがあります。会費収入と補助金支出の割合は一定範囲となるよう注意してバランスをとっておりますが、想定を超える利用がある場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

また、同社は福利厚生事業で培ったサービスインフラを多重的に活用し、新規事業を創出しております。進捗状況を常に把握し、既存の営業網を活用しながら早期育成に取り組んでおりますが、こうした取組みにもかかわらず期待した収益を生まない場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

法的規制について

a. エキスパートサービス(人材派遣)事業

(イ)事業の許認可について

当社グループのエキスパートサービス事業は、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(以下、「労働者派遣法」)に基づき、主として労働者派遣事業として厚生労働大臣の許可を取得して行っている事業であります。労働者派遣法は、労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、派遣事業を行う者(派遣元事業主)が、派遣元事業主としての欠格事由に該当したり、法令に違反した場合には、事業の許可を取り消し、または事業の停止を命じる旨を定めております。当社グループでは株式会社パソナグループの法務室、コンプライアンス室を中心に適正な派遣取引のためのガイドラインを作成し、徹底して社員教育に努めるとともに、内部監査等により関連法規の遵守状況を日頃より監視し、法令違反等の防止に努めております。しかしながら、万一当社グループ各社および従業員による重大な法令違反等が発生し、事業許可の取り消し、または、事業停止を命じられるようなことがあれば、労働者派遣事業を行えなくなることが考えられます。また、労働者派遣法および関係諸法令については、労働市場をとりまく状況の変化等に応じて今後も適宜改正が予想され、その変更内容によっては、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(ロ)労働者派遣法について

労働者派遣法の改正により、平成27年9月30日以降に開始した労働者派遣契約について、すべての業務において派遣スタッフ個人単位の派遣期間制限(3年)と、派遣先の事業所単位の期間制限(3年、一定の場合に延長可)が設けられました。また、派遣スタッフが同一の組織単位に継続して3年間派遣されることになった場合、派遣元事業主は派遣先への直接雇用の依頼や新たな就業機会の提供などといった雇用安定措置を講じること、その他、派遣スタッフに対するキャリアアップ措置、派遣先従業員と派遣スタッフの均衡待遇に配慮することなどが義務付けられました。

当社グループは従来から派遣スタッフの専門性強化に注力し、実務や資格取得に役立つ教育研修プログラムの開発・提供や、キャリア・コンサルティングの拡充を推進しておりますが、教育コストの負担が増加することが考えられます。また、派遣先企業への直接雇用の申し入れも積極的に行っていますが、当社グループで派遣スタッフの雇用安定措置を講じる場合において、就業先が決まるまでの待機期間中の労務費等の負担が発生することが考えられます。雇用安定措置等の今後の運用や、当法令を含む諸労働法令の今後の改正および運用状況によっては、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(ハ)労働契約法について

労働契約法の改正により、平成25年4月1日以降に開始した有期雇用契約が通算5年を超えて更新された場合は、労働者の申込みにより、無期雇用契約(期間の定めのない雇用契約)に転換することになりました。

当社グループで派遣スタッフ等を無期雇用する場合、就業先が決まるまでの待機期間中の労務費等の負担が発生することが考えられます。取引先企業への料金改定の交渉等を進め、コスト増を吸収するよう努めますが、今後の法改正およびその運用状況によっては、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

b. 人材紹介事業

当社グループが行う人材紹介事業は、職業安定法に基づき、有料職業紹介事業として厚生労働大臣の許可を受けて行っている事業であります。平成11年12月には、職業安定法の改正を受けて、取扱職業の拡大、紹介手数料制限の緩和および新規学卒者の職業紹介が可能となっているほか、平成12年12月には人材派遣事業と人材紹介事業の兼業規制に関する緩和が行われており、いわゆる紹介予定派遣が可能となっております。また、平成30年1月には職業紹介の機能強化や求人情報等の適正化を図るための義務が強化されております。

人材紹介事業についても、一定の要件を満たさない場合には人材派遣事業と同様に許可の取消し、事業の停止といった措置が規定されていることから、同様のリスクが想定されます。

c. 再就職支援事業

当社グループが行う再就職支援事業は、職業安定法に基づき、有料職業紹介事業として厚生労働大臣の許可を受けて行っている事業であります。収益構造やビジネスモデルは人材紹介事業とは異なりますが、求職者を求人企業に紹介するという点において前述の人材紹介事業と同様の規制、指導および監督を受けることから、同様のリスクが想定されます。

社会保険料負担について

当社グループでは、従業員に加えて現行の社会保険制度において社会保険加入対象となる派遣スタッフの完全加入を徹底しております。社会保険料の保険料率や被保険者の範囲等は適宜改定されていることから、社会保険制度の改正に伴って会社負担金額が大幅に上昇する場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

厚生年金保険については、平成16年の年金制度改革により、標準報酬月額に対する会社負担分の料率は平成16年10月時点の6.967%から毎年0.177%ずつ引き上げられ、平成29年以降は9.15%で固定されることとなっております。また平成28年10月から、週20時間以上働く短時間労働者にも厚生年金保険および健康保険の適用が拡大されております。

健康保険については、当社グループの従業員および派遣スタッフが属する人材派遣健康保険組合は高齢者加入率が低く、従来の老人保健拠出金は他の健康保険組合に比べ低い水準でした。しかし平成20年4月の医療制度改革において、老人保健拠出金に代わって新たに後期高齢者支援金および前期高齢者納付金の負担が課されたため、人材派遣健康保険組合における健康保険料の会社負担分の料率は30.5 / 1000(平成19年度)から38.0 / 1000(平成20年度)へと大幅に引き上げられました。以来、医療費の上昇等も相まって、段階的に引き上げられており、平成30年度は48.5 / 1000になります。さらに介護保険の会社負担分の料率も、平成24年度に8.5 / 1000(平成23年度)から10.35 / 1000へと大幅に引き上げられ、平成30年度は一部算定基準の変更により9.7 / 1000となっております。同健康保険組合の財政は大変厳しい状態にあり、今後さらに保険料率が上昇した場合、もしくは解散等が決定した場合、当社グループの収益の圧迫要因となる可能性があります。

雇用保険についても、平成22年4月1日付の制度改正により、労働者負担分と会社負担分の料率がともに上昇したうえに、雇用保険の適用基準が緩和され、適用範囲が「6か月以上雇用見込み」(平成21年度)から「31日以上雇用見込み」の労働者に拡大しました。さらに平成29年1月以降は、65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となりました。平成30年度の一般の事業における会社負担分の料率は平成28年度の7/1000から引き下げられた6/1000で継続しておりますが、今後、雇用保険制度の改正によって保険料率が上昇したり、加入対象者や被保険者数が大幅に増加した場合、収益の圧迫要因となる可能性があります。

人材サービス市場について

当社グループは、人材派遣、委託・請負、人材紹介、再就職支援、アウトソーシング、福祉介護、家事代行など人材サービスの総合化を推進し、特定の領域に偏らない事業ポートフォリオの構築を進め、また海外への展開を積極的に行っているほか、雇用のあり方に関する情報発信、啓蒙活動や各種提案に積極的に取り組んでおります。しかし、国内外の景気変動やビジネス環境の変化に伴う顧客の人材需要、採用動向、外部人材の活用や人材育成に関する戦略などの変化の影響を受け、市場環境や顧客需要が急激に変化した場合、収益に影響を受ける可能性があります。また各種関連法令において規制を受ける場合もあり、様々なサービスを拡充することでリスク分散は図ってまいりますが、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

業績の季節的な変動

当社グループのエキスパートサービス事業においては、労働市場の状況の変化を受けるとともに、派遣スタッフの有給休暇取得や稼働日数の多少という季節的な変動要因があり、上期に比較して下期に利益が集中する傾向があります。また、福利厚生アウトソーシング事業においては、上期は年度毎に会員に配布するガイドブック制作費や、夏期休暇等の影響により会員に対し宿泊施設等の利用の都度に支払われる補助金が増し、売上原価が増加する特性があります。当社グループの業績は、このような季節的な変動要因により、概ね利益が下期に偏る傾向があります。

当社代表取締役南部靖之およびその近親者の出資する会社との関係について

当社代表取締役南部靖之およびその近親者(同氏の二親等内の親族。以下同じ)、ならびに同氏およびその近親者が議決権の過半数を自己の計算において保有する会社等は、平成29年11月末現在、合わせて当社の議決権の51.28%を保有しておりますが、コーポレートガバナンス体制を十分に機能させることにより、適切な事業運営に努めております。

事業投資について

a. 子会社・関連会社への投資

当社グループの関係会社のうち、上場子会社などは市場動向に株価が左右されることもあり、今後の動向によっては関係会社株式の評価替えなどにより、単体の業績や資産の額に影響を与える可能性があります。

当社グループは今後も、取引先や就労者の多様なニーズに応じて事業投資を積極的に行っていく考えであります。新規の事業投資については、進捗状況を常に把握し、既存の事業インフラや営業網も活用しながら、早期育成に取り組んでおりますが、こうした取組みにもかかわらず期待した収益を生まない場合には、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

b. 企業買収について

当社グループは、本業の強化補強を図る有効な手段として、積極的に人材関連の企業買収等に取り組んでいきたいと考えております。買収に当たっては、インハウス系(親会社のグループ、系列企業への人材派遣を主目的に設立された派遣会社)や専門特化した分野で強みを持つ派遣会社および周辺事業分野での有力企業を対象とすることで、当社グループの事業領域の補完、連結収益力の向上を図ってまいりたいと考えております。

こうした企業買収に伴い、多額の資金調達およびのれんの償却等が発生する可能性があるほか、これらの買収が必ずしも当社グループの見込み通りに連結収益に貢献したり、シナジー効果を生むとは限らず、買収した企業の収益性が著しく低下した場合、のれんの減損が生じるなど当社グループの業績および財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

c. 地方創生事業に係る商業施設について

当社グループの地方創生事業においては、地方の活性化と人材育成および雇用創造の拠点として複数の商業施設を運営しており、既存の人材サービスと異なる以下のような固有のリスクが想定され、同セグメントでは赤字が継続しております。

- ・天候、災害等の影響により、利用者が減少したり、営業休止を余儀なくされる可能性があります。また、利用者の高い満足度を得られない場合、収益が計画を下回ったり、追加投資が必要になる可能性があります。
- ・施設におけるアトラクション等の安全管理や食事の提供や食品の販売において、品質管理や食品衛生には十分注意しておりますが、万一事故が発生した場合、当社グループの信頼性が低下したり、訴訟などが発生する可能性があります。

d. 減損会計について

当社グループは、事業用の不動産をはじめとする有形・無形固定資産を所有しております。こうした資産は、時価の下落や、将来のキャッシュ・インフローの状況により、減損会計の適用を受ける場合があり、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

e. 繰延税金資産について

当社グループは、繰延税金資産について、将来の課税所得を合理的に見積り回収可能性を判断して計上しております。将来の課税所得等の見積りの変動や税率変更等の税制改正により、繰延税金資産の修正が必要となる場合があり、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

資金調達について

当社グループは、グループC M S (キャッシュ・マネジメント・システム)によるグループ各社間の資金の有効活用を図っているほか、金融機関との間にコミットメントラインを設定しております。また、資金需要に応じた個別借入れを行うことにより資金を確保していますが、今後の経営状況や金融市場の動向などにより、資金調達に影響が出た場合、当社グループの事業遂行に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害およびシステム障害等について

当社グループは全国にグループ会社と営業拠点を有しており、地震や水害など大規模な自然災害が発生した場合に備えて、従業員および派遣スタッフの安否を確認し、安全を確保するための対策を危機管理マニュアルに定めております。また、事業拠点や情報システムの機能分散など事業継続のための施策も講じております。しかしながら、想定を大きく上回る規模で自然災害が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは事業活動や情報管理にITシステムを多用しており、何らかの原因によって大規模なシステム障害が発生した場合、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社パソナグループ 本店
(東京都千代田区丸の内一丁目5番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。